

「会社法制の見直しに関する要綱」に関する解説 (その3)

公認会計士 あ べ みつまさ 阿部 光成

「会社法制の見直しに関する要綱」（以下「要綱」という）では、「第2部 親子会社に関する規律」として、親会社株主の保護等（多重代表訴訟など）、キャッシュ・アウト、組織再編における株式買取請求等を述べている。

I 多重代表訴訟

株式会社の親会社の株主が当該株式会社の取締役等の責任を追及する訴え（多重代表訴訟）を提起することを認める制度の創設である。

1 提訴資格

要綱は、株式会社の最終完全親会社の総株主の議決権の100分の1以上の議決権又は当該最終完全親会社の発行済株式の100分の1以上の数の株式を有する株主は、当該株式会社に対し、発起人、設立時取締役、設立時監査役、取締役、会計参与、監査役、執行役、会計監査人又は清算人（以下「取締役等」という）の責任を追及する訴えの提起を請求することができる」と述べている。

最終完全親会社が公開会社である場合には、当該請求をすることができる当該最終完全親会社の株主は、

6か月前から引き続き上述の割合以上の当該最終完全親会社の議決権又は株式を有するものに限られる。

次の場合は除かれる。

- ① 当該訴えが当該株主もしくは第三者の不正な利益を図り又は当該株式会社もしくは当該最終完全親会社に損害を加えることを目的とする場合
- ② 当該訴えに係る責任の原因となった事実によって当該最終完全親会社に損害が生じていない場合

2 最終完全親会社

最終完全親会社とは、株式会社の完全親法人である株式会社であって、その完全親法人（株式会社であるものに限り）がないものをいう。つまり、親子会社関係の頂点に立つ完全親株式会社である*1。

完全親法人には、株式会社の発行済株式の全部を直接有する法人だけでなく、間接的に有する法人も含まれる。

3 要件等

要綱は、多重代表訴訟の要件等として【図表1】について述べている。

図表1 多重代表訴訟の要件等

①	総資産額の基準	株式会社の取締役等の責任は、その原因となった事実が生じた日において、当該株式会社の最終完全親会社が有する当該株式会社の株式の帳簿価額（当該最終完全親会社の完全子法人が有する当該株式会社の株式の帳簿価額を含む）が当該最終完全親会社の総資産額の5分の1を超える場合に限り、訴訟の請求の対象とできる。 完全子法人には、最終完全親会社がその株式又は持分の全部を直接有する法人だけでなく、間接的に有する法人も含まれる。
②	株式会社が訴訟を提起しない場合	株式会社が訴訟請求の日から60日以内に訴訟を提起しないときは、当該請求をしたその最終完全親会社の株主は、当該株式会社のために、訴訟を提起できる。
③	責任の免除	株式会社に最終完全親会社がある場合には、当該株式会社の取締役等の責任（多重代表訴訟による請求の対象とすることができるものに限る）は、当該最終完全親会社の総株主の同意がなければ、免除することができない。

*1 岩原紳作「「会社法制の見直しに関する要綱案」の解説〔Ⅲ〕」『旬刊商事法務』（商事法務、2012年9月25日号、No.1977）6ページ

④	訴訟への参加等	<p>株式会社に最終完全親会社がある場合には、当該株式会社又はその株主のほか、当該最終完全親会社の株主は、共同訴訟人として、又は当事者の一方を補助するため、訴訟に参加することができる。また、当該最終完全親会社は、当事者の一方を補助するため、当該訴訟に参加することができる。</p> <p>上記機会を確保するため、次のような仕組みを設ける。</p> <p>(ア) 株式会社の最終完全親会社の株主は、訴えを提起したときは、遅滞なく、当該株式会社に対し、訴訟告知をしなければならない。</p> <p>(イ) 株式会社は、訴えを提起したとき、又は(ア)の訴訟告知を受けたときは、遅滞なく、その旨をその最終完全親会社に通知しなければならない。</p> <p>(ウ) (イ)による通知を受けた最終完全親会社は、遅滞なく、その旨を公告し、又は当該最終完全親会社の株主に通知しなければならない。</p>
---	---------	---

4 内部統制の体制

株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制（会社法362条4項6号等）の内容に、当該株式会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制が含まれる旨を会社法に定める。

は、当該株式会社に対して、会社法847条1項の責任追及等の訴えの提起を請求することができる。なお、株式交換等の効力が生じた日において株式会社が公開会社である場合には、訴えの提起の請求することができる株主は、当該日の6か月前から当該日まで当該株式会社の株式を有するものに限られる。

II 株式交換等をした場合の株主代表訴訟

株式会社の株主は、当該株式会社の株式交換もしくは株式移転又は吸収合併（以下「株式交換等」という）により当該株式会社の株主でなくなった場合であっても、次のように、当該株式会社の完全親会社の株式を取得し、引き続き当該株式を有するとき

- ① 当該株式会社の株式交換又は株式移転により当該株式会社の完全親会社の株式を取得し、引き続き当該株式を有するとき
- ② 当該株式会社が吸収合併により消滅する会社となる吸収合併により、吸収合併後存続する株式会社の完全親会社の株式を取得し、引き続き当該株式を有するとき

図表2 株主代表訴訟の要件等

①	訴えの提起の請求先	<p>訴えの提起の請求は、次に掲げる株式会社（以下「株式交換完全子会社等」という）に対して行う。</p> <p>(ア) 株式交換又は株式移転の場合には、株式交換完全子会社又は株式移転完全子会社</p> <p>(イ) 吸収合併の場合には、吸収合併存続株式会社</p>
②	原因事実の発生	<p>株式交換等がその効力を生じた時までその原因となった事実が生じたものに係る責任追及等の訴えに限り、その対象とできる。</p>
③	訴訟を提起しない場合	<p>株式交換完全子会社等が請求の日から60日以内に責任追及等の訴えを提起しないときは、当該請求をした株主は、当該株式交換完全子会社等のために、当該訴訟を提起できる。</p>
④	責任の免除	<p>株式交換等により当該株式会社の株主でなくなった場合であっても、当該株式会社の完全親会社の株式を取得し、引き続き当該株式を有する株主がある場合には、訴訟請求の対象とすることができる責任（その免除について総株主の同意が必要とされているものに限る）は、株式交換完全子会社等の総株主の同意に加えて、当該株主の全員の同意がなければ、免除することができない。</p>
⑤	訴訟への参加等	<p>株式交換等により当該株式会社の株主でなくなった場合であっても、当該株式会社の完全親会社の株式を取得し、引き続き当該株式を有する株主は、共同訴訟人として、又は当事者の一方を補助するため、責任追及等の訴えに係る訴訟に参加することができる。また、完全親会社は、当事者の一方を補助するため、当該訴訟に参加することができる。</p>

Ⅲ 親会社による子会社の株式等の譲渡

親会社が保有していた子会社の株式又は持分に ついて、その全部又は一部の譲渡が行われることにより、当該子会社の議決権の過半数を下回って、支配を喪失することがある。これは事業譲渡と実質的に異なる影響を親会社に及ぼすことから、一定の場合には、親会社の株主総会の特別決議を要するものである*2。

要綱は、株式会社は、その子会社の株式又は持分の全部又は一部の譲渡をする場合であって、次のいずれにも該当しないときは、当該譲渡がその効力を生ずる日（効力発生日）の前日までに、株主総会の特別決議によって、当該譲渡に係る契約の承認を受けなければならないと述べている。

- ① 当該譲渡により譲り渡す株式又は持分の帳簿価額が当該株式会社の総資産額として法務省令で定める方法により算定される額の5分の1（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）を超えないとき
- ② 当該株式会社が、効力発生日に、当該子会社の議決権の総数の過半数の議決権を有するとき

なお、事業譲渡等に関する規律（会社法467条から470条まで）の適用に注意する。

Ⅳ 利益相反取引に関する情報開示の充実

子会社少数株主の保護の観点から、個別注記表等に表示された親会社等との利益相反取引に関し、株式会社の利益を害さないように留意した事項、当該取引が株式会社の利益を害さないかどうかについての取締役（会）の判断及びその理由等を事業報告の内容とし、これらについての意見を監査役（会）等の監査報告の内容とする。

Ⅴ キャッシュ・アウト

現金を対価として少数株主を株式会社から締め出す方法であり、株式を対価とする全部取得条項付種類株式の取得を用いて、少数株主の有する株式を端数の株式とし、その売却代金を少数株主に交付する方法が多く用いられている。この方法では、株主総

会の特別決議を要することとなり、キャッシュ・アウトの完了までに時間がかかることになる*3。

そこで、要綱は、特別支配株主の概念を用いて、株主総会決議を要することなく、キャッシュ・アウトを行う方法を述べている。これが特別支配株主の株式等売渡請求の制度である*4。

1 特別支配株主

「特別支配株主」とは、ある株式会社の総株主の議決権の10分の9（これを上回る割合を当該株式会社の定款で定めた場合にあつては、その割合）以上を有する者及び当該者が発行済株式の全部を有する株式会社その他これに準ずるものとして法務省令で定める法人（以下「特別支配株主完全子法人」という）が有している場合における当該者をいう。

2 株式等売渡請求の内容

株式会社の特別支配株主は、当該株式会社の株主（当該株式会社及び当該特別支配株主を除く）の全員に対し、その有する当該株式会社の株式の全部を当該特別支配株主に売り渡すことを請求（以下「株式売渡請求」という）することができる。

特別支配株主は、株式売渡請求をするときは、併せて、対象となる当該株式会社（以下「対象会社」という）の新株予約権の新株予約権者（対象会社及び当該特別支配株主を除く）の全員に対し、その有する対象会社の新株予約権の全部を当該特別支配株主に売り渡すことを請求することができる。

また、特別支配株主は、新株予約権付社債に付された新株予約権について新株予約権売渡請求をするときは、併せて、新株予約権付社債についての社債の全部を当該特別支配株主に売り渡すことを請求しなければならない。ただし、当該新株予約権付社債に付された新株予約権について別段の定めがある場合は、除かれる。

なお、特別支配株主は、特別支配株主完全子法人に対して株式売渡請求又は新株予約権売渡請求をしないこととすることができる。

3 株式等売渡請求で明示する事項

株式売渡請求は次の事項を明らかにして実施する。

*2 同上 11ページ

*3 岩原紳作「『会社法制の見直しに関する要綱案』の解説〔Ⅳ〕」『旬刊商事法務』（商事法務、2012年10月5日号、No.1978）39ページ

*4 全株式譲渡制限会社も特別支配株主の売渡請求制度の対象となっている。岩原 同上 41ページ

図表3 株式等売渡請求で明示する事項

①	特別支配株主完全子法人に対して株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称
②	対象会社の株主（対象会社、特別支配株主及び①の特別支配株主完全子法人を除く。以下「売渡株主」という）に対して、その有する対象会社の株式（以下「売渡株式」という）に代えて交付する金銭の額又はその算定方法
③	売渡株主に対する②の金銭の割当てに関する事項 上記事項についての定めは、売渡株主の有する売渡株式の数（売渡株式の種類ごとに異なる取扱いを行う旨の定めがある場合にあっては、各種類の売渡株式の数）に応じて金銭を交付することを内容とするものでなければならない。
④	株式売渡請求に併せて新株予約権売渡請求（新株予約権付社債に関する請求を含む）をするときは、その旨及び次に掲げる事項 （ア）特別支配株主完全子法人に対して新株予約権売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称 （イ）対象会社の新株予約権者（対象会社、特別支配株主及び（ア）の特別支配株主完全子法人を除く。以下「売渡新株予約権者」という）に対して、その有する対象会社の新株予約権（新株予約権付社債に関する請求をするときは、新株予約権付社債についての社債を含む。以下「売渡新株予約権」という）に代えて交付する金銭の額又はその算定方法 （ウ）売渡新株予約権者に対する（イ）の金銭の割当てに関する事項
⑤	特別支配株主が売渡株式及び売渡新株予約権を取得する日（以下「取得日」という）
⑥	上記のほか、法務省令で定める事項

4 対象会社への通知等

特別支配株主は、株式売渡請求（株式売渡請求に併せて新株予約権売渡請求をするときは、株式売渡請求及び新株予約権売渡請求。以下「株式等売渡請求」という）をしようとするときは、対象会社に対し、その旨及び【図表3】に掲げる事項を通知し、対象会社の承認を受けなければならない。

この場合、次の事項に注意する。

- ① 対象会社は、株式売渡請求に併せて新株予約権売渡請求がされたときは、新株予約権売渡

請求のみを承認することはできない。

- ② 取締役会設置会社が承認をするか否かの決定をするには、取締役会の決議によらなければならない。
- ③ 対象会社が承認をする場合において、ある種類の株式の種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、当該承認は、当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない（会社法322条1項）。

図表4 通知事項等

①	対象会社は、承認をしたときは、取得日の20日前までに、次に掲げる者に対し、それぞれの事項を通知しなければならない。 （ア）売渡株主及び売渡新株予約権者（以下「売渡株主等」という） 当該承認をした旨、特別支配株主の氏名又は名称及び住所、【図表3】に掲げる事項その他法務省令で定める事項 （イ）売渡株式の登録株式質権者及び売渡新株予約権の登録新株予約権質権者 当該承認をした旨 この場合、上記通知（売渡株主に対してするものを除く）は、公告をもって代えることができる。振替株式を発行している対象会社は、振替株式である売渡株式の株主又はその登録株式質権者に対する通知に代えて、当該通知をすべき事項を公告しなければならない（「社債、株式等の振替に関する法律」161条2項）。 上記の通知又は公告の費用は、特別支配株主の負担となる。 対象会社が上記通知又は公告をしたときは、特別支配株主から売渡株主等に対し、株式等売渡請求がされたものとみなされる。
---	---

②	<p>対象会社は、通知（売渡株主等に対するものに限る）又は公告の日のいずれか早い日から取得日後6か月（対象会社が公開会社でない場合にあつては、取得日後1年）を経過する日までの間、次に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。売渡株主等は、対象会社に対して、その営業時間内は、いつでも、当該書面等の閲覧等の請求ができる。</p> <p>(ア) 承認をした旨 (イ) 特別支配株主の氏名又は名称及び住所 (ウ) 【図表3】に掲げる事項 (エ) 上記のほか、法務省令で定める事項</p>
③	<p>特別支配株主は、承認を受けた後は、取得日の前日までに対象会社の承諾を得た場合に限り、株式等売渡請求を撤回することができる。</p> <p>次の事項に注意する。</p> <p>(ア) 取締役会設置会社が承諾をするか否かの決定をするには、取締役会の決議によらなければならない。</p> <p>(イ) 対象会社は、承諾をしたときは、遅滞なく、当該承諾をした旨を売渡株主等に対して通知し、又は公告しなければならない。</p> <p>(ウ) 当該通知又は公告の費用は、特別支配株主の負担とする。</p> <p>(エ) 株式売渡請求に併せて新株予約権売渡請求がされた場合には、株式売渡請求のみを撤回することはできない。また、新株予約権売渡請求のみを撤回する場合については、上記と同様の規律を設ける。</p>
④	<p>株式等売渡請求をした特別支配株主は、取得日に、売渡株式等の全部を取得する。</p>
⑤	<p>対象会社は、取得日後遅滞なく、株式等売渡請求により特別支配株主が取得した売渡株式等の数その他の株式等売渡請求による売渡株式等の取得に関する事項として法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成し、取得日から6か月間（対象会社が公開会社でない場合にあつては、取得日から1年間）、当該書面等をその本店に備え置かなければならない。</p> <p>取得日に売渡株主等であった者は、対象会社に対して、その営業時間内は、いつでも、当該書面等の閲覧等の請求ができる。</p> <p>株式の買入れの効果（会社法151条等）、株券の提出に関する手続（会社法219条等）その他株式等売渡請求に関する手続等について、所要の規定を整備する。</p>

5 売渡株主等による差止請求等

次に掲げる場合において、売渡株主が不利益を受けるおそれがあるときは、売渡株主は、特別支配株主に対し、株式等売渡請求による売渡株式等の全部の取得をやめることを請求できる（売渡新株予約権者についても同様）。

① 株式売渡請求が法令に違反する場合

② 対象会社が【図表4】①（売渡株主に対する通知に係る部分に限る）又は【図表4】②に違反した場合

③ 【図表3】②又は【図表3】③が対象会社の財産の状況その他の事情に照らして著しく不当である場合

図表5 差止請求等

①	<p>株式等売渡請求があつた場合には、売渡株主等は、取得日の20日前の日から取得日の前日までの間に、裁判所に対し、その有する売渡株式等（新株予約権の内容として定められた条件に合致する売渡新株予約権を除く）の売買価格の決定の申立てができる。</p> <p>特別支配株主は、裁判所の決定した売買価格に対する取得日後の年6分の利率により算定した利息をも支払わなければならない。</p> <p>特別支配株主は、売渡株主等に対し、売渡株式等の売買価格の決定がされる前に、当該特別支配株主が公正な売買価格と認める額を支払うことができる。</p>
②	<p>株式等売渡請求による売渡株式等の全部の取得の無効は、取得日から6か月以内（対象会社が公開会社でない場合にあつては、取得日から1年以内）に、訴えをもってのみ主張することができる。</p>
③	<p>②の訴え（以下「売渡株式等の取得の無効の訴え」という）は、次に掲げる者に限り、提起することができる。</p> <p>(ア) 取得日において売渡株主又は売渡新株予約権者であった者 (イ) 取得日において対象会社の取締役、監査役もしくは執行役であった者又は対象会社の取締役、監査役、執行役もしくは清算人</p>

④	売渡株式等の取得の無効の訴えについては、特別支配株主を被告とする。
⑤	売渡株式等の取得の無効の訴えは、対象会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。
⑥	売渡株式等の取得の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、株式等売渡請求による売渡株式等の全部の取得は、将来に向かってその効力を失う。当該判決は、第三者に対してもその効力を有する。

以 上